

第1回奈良県子どもの貧困対策会議議事概要

平成27年7月21日（火）
奈良県庁 5階 第一会議室

開会挨拶：健康福祉部こども・女性局長

本日ご出席の皆さんには、日頃から子どもの貧困対策をはじめ本県行政に関しまして、ご尽力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げる。

昨年、6人にひとりの子どもが「相対的貧困」であるとの国の調査結果が示された。「貧困な環境にあること」は、子どもの成長にさまざまな影を落とす。教育の機会が与えられない、疎外感を感じる、将来に希望を持つことができないなど、子ども自身の問題ではなく、生まれ育った環境によって、スタート時点からその後の人生に格差を生じてしまうことは、見過ごすことができないことであり、また、子どもを将来の社会を担う人材として育成する観点からも、解決が急がれる問題である。

県としては、平成26年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、また「子供の貧困対策に関する大綱」の中で都道府県による計画の策定が努力義務とされ、教育・生活・就労・経済等、子どもの貧困対策に関し、地域の実情に応じた施策の実施が責務とされたことや、「奈良県ひとり親家庭等の自立支援プラン（第2次）」の対象期間が平成27年度までであることより、この計画を包含する「（仮称）奈良県子どもの貧困対策計画」を策定し、総合的な子どもの貧困対策の推進を図ることとした。

阿部彩さんが、「子どもの貧困」という言葉を使い、問題提起されたことが大きくクローズアップされた一つの契機になっているが、「貧困な環境にある子ども」への支援をどのようにしていくべきか、という観点からご議論頂きたい。

計画策定にあたり、奈良県子どもの貧困対策会議を設置して、本日、第1回目の会議を開催する運びとなった。今回、委員を快くお引き受け頂いたことに心からお礼申し上げる。

委員の皆様には、どうか子どもたちが健やかに育つ社会づくりに向けて、それぞれのご専門・ご経験からの知見をご教示いただき、忌憚ないご意見等ご協力を賜りますようお願い申し上げる。

【資料確認、委員紹介、出席者紹介】

――事務局説明――

【奈良県子どもの貧困対策会議規則について】

――事務局説明――

【会長の選任及び会長代理の指名について】

(事務局)

会長は、奈良県子どもの貧困対策会議規則第4条第1項により、委員の互選により定めることとなっている。

(山村委員)

会長については、神原委員にご就任いただいてはいかがか。神原委員は、神戸学院大学教授として、ひとり親家庭の自立支援をご研究され、貧困な環境にある子どもの実情に関して広く精通しておられ、適任かと思う。

※※（異議なし）委員了承※※

(神原会長挨拶)

不慣れではあるが、有意義な内容の会議が出来るよう、よろしくお願ひする。

(事務局)

会議規則第4条第3項により、神原会長に会長代理のご指名をお願いする。

(神原会長)

会長代理については、平井委員にお願いしてはいかがか。平井委員は、一般社団法人奈良県母子福祉連合会会長として、永年、母子家庭の自立に向けてご尽力され、母子福祉に関して広く精通しておられる。

(事務局)

会長代理は、平井委員にお願い申し上げる。

【議題：貧困な環境にある子どもへの支援方策について】

――事務局説明――

(神原委員)

経済的貧困にある子どもの数が、近年、横ばいとのことだが、少子化の中では、相対的に増えているのではないか。

(事務局)

当然、子どもの数は減少しており、22万人前後である。人数としては横ばいであるが、率としては若干上がっているのではないか。

(末松代理)

児童施設連盟の副会長をしており、その立場から。

就職先や、親の年収によって老後まで決まるところがある。社会的養護率が0.2%と、少なく思われているかもしれない。入所数は減っているが、厳しい子供達が入所している。社会的養護施設に出来ることがあると思う。施設にいる限り、不登校はないが、退所するとたちまち学校へ行かなくなる。親の、学校へ行かせる意識の問題等があり、在宅支援が必要。学習については支援いただいているが、大学については、持ち出しで進学させていけるのが現状。ここに金銭的援助をいただきたい。施設にいる間は、貧困ではない。施設退所後の支援をいただきたい。

(佐々木委員)

就学援助の状況について、準要保護児童の基準はどのようなものか。市町村一律ではないのか。

(事務局)

市町村ごとに基準を定めており、一律ではない。

(佐々木委員)

就学援助については、援助の手厚い市町村に合わせた全市町村一律の基準・運用が必要。

ひとり親家庭の収入については、貧困の格差を感じる。女性は、結婚出産・育児で退職し、子どもを抱えて離婚した後に仕事に就く。子どもを抱えて就労することは困難で収入が少なく、貧困に陥る。ひとり親への支援は非常に薄い。養育費が支払われているのは約4割であり、父親との関係が断絶している関係も多いと感じる。養育費を確実に取れるような仕組みが必要。

また、言い出して来ないと支援しないのではなく、支援が必要な所を拾い出して支援につなげていく、アウトリーチが必要。

(今井委員)

生活保護受給者が高校中退した場合、その生活保護が打ち切られる。支援が一番必要な時に、支援できるような仕組みが必要。

困ったときに相談した際、その思いをきちんと受け止めてもらえたかどうかで、その後の支援の継続状況が変わる。

就学援助の周知の方法について、子どもが学校から持つて帰った手紙を、親が忙しくて見ていない等、援助につながっていないことも考えられる。

医療費について、一旦、立て替える必要のある窓口負担が重く、家族が複数受診しなければいけない場合等は、受診を控えるケースも聞く。支援が必要。

(神原委員)

子どもの病気の際は受診するが、親の場合は受診を控えると聞く。

高校中退率は、生活保護世帯だけではなく、ひとり親世帯でも高い。大阪の調査では10%以上高い。授業料以外の教育費が用意出来ないことも原因にありそうである。不登校から中退へつながるケースも多い。

(伊藤委員)

社会的養護を中心に児童養護を専門にしている。その観点から。児童養護施設の高校中退率について、高校入学を機に家庭復帰した生徒の中退が多い。家庭の問題が解決しておらず、経済的な問題等もあり、続かない事がある。

大阪の児童養護施設退所者の実態調査では、中卒・高校中退者の3年以内に5回以上転職する割合が約4割ある。理由は、倒産・経営不振によるものが多く、転職を繰り返す傾向にある。安定した職を得るためにも、大学までは進学させて欲しかったという、当事者の声があり、学力支援は外せない課題。

民間、NPOを活用した学習支援が有効。大阪の例では、一人親家庭専門の塾と市町村が委託契約している。

・現況の奨学金制度でも援助額や内容があと一歩不足するものや、施設によって受けられる制度が少しづつ違うものなどがあり、充実が必要。

(神原委員)

学習支援についての制度・情報はないか。

(事務局)

県では、学習支援を、ひとり親家庭向け4箇所、生活保護世帯向け1箇所で実施している。

(黒飛委員)

もともと、学習塾で補習をしており、NPO法人化した。環境学習で学校にも行っている。子の年齢、背景も様々。母子生活支援施設等の子は、まだ恵まれており、徐々に落ち着いてくる。塾の費用が支払えず、来られない子もいる。分からぬ所を教えられる子はまだよく、生活が乱れた子は、話を聞いたり、関係を築く中で、高校進学への希望を口にする子もいる。「この先生なら、塾にいく」と言う子どももいる。活動が赤字にならなければ続けていきたい。

学校から独立した生活や学習の支援の場があれば子どもは安定し、夢を持ち、意欲が湧いてくる。そのような場を継続して設置・運営できるNPO法人が存在すれば、かなりの子どもを救えると思う。

(谷委員)

経済的な問題だけではなく、複合的な要因が絡んでいる印象がある。親の精神疾患等ハードな状況では、今のことしか考えられない。生活リズムが整わないため、朝起きられず、通学バスに間に合わず、その結果通学できない子どもや、親が宿題などの勉強を教えられない子どもは、そうではない子との差が大きく開くと感じている。これらの状況を学校が支援するのであれば、その体制の充実が必要。

また、子供達の希望を聞くと、勉強が分かるようになりたいという。どう、支援を持って行けるかが課題。教師とスクールソーシャルワーカーが寄り添い、コミュニケーションの中から、支援を拒否する保護者との信頼関係を築き、気持ちを開いてもらう必要がある。

(植村委員)

これまで、3つの市町村で校長をした経験から、就学援助は、市町村で格差がある。県内で一定の基準を持っていただきたい。

父親が単身赴任中等状況も含めた父親不在の家庭や母子家庭の不登校が多いと感じる。

学校では、各家庭へのきめ細かい対応が、教員の不足等により困難な状況。文部科学省でも「チーム学校」として、支援が実施されているが、県としてもスクールソーシャルワーカー配置の充実等、支援をしてほしい。それによって、教師もまたがんばれる。

(山田委員)

様々な問題を、個々の教師の頑張りで受け止めるのではなく、組織として受け止められるようになることが必要。文部科学省は、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、学校司書、事務職員等、教師以外の様々な人達が学校運営に参画することを提案している。学校に寄せられている多様なニーズを受け止められていない現状で、地域の方も含め、いかに人が配置されて対応出来るか。以前は、勉強の分からない子を放課後に残して教えるのが普通であったが、今は、放課後に残した子どもの安全まで考える必要がある。もし、下校時に何かあれば、どうするのか、保護者の迎えか、教師が徒歩で送るか。小さいことでも積み重なると教師の負担となる。体制の整備が肝要かと思う。

「学校のプラットフォーム化」については、学校の受け入れ体制の充実や組織としての対応が必要。

王寺町教育委員会が、「雪丸サポート塾」を実施している。基礎学力の充実、自学自習の意識の定着を目的に、小学校4年生から中学校3年生までを対象とし、小学生は週3回4時から6時まで、保護者の迎えなどを条件に、月2,000円で、現在小中学生あわせて130名が参加している。学校以外の人であるボランティアに学習を見てもらっており、効果が上がっていると感じている。

(森本委員)

私も、保育所を探した経験より、保育所や学童保育の保育・預かり時間の短さを感じたところ。収入が少ないと職を探した場合、保育所や学童保育の預かり時間が短いことにより、正社員になれない等の不都合が出る。保育時間・学童保育の預かり時間の延長が必要。

支援を申し出、断られても、このような制度を紹介することで、自ら生活していく方も多いと思う。

(平井委員)

いろいろ聞かせていただき、母子家庭に関係することばかり、身につまされることばかりである。今後の活動の参考にさせていただきたい。

(山村委員)

母子生活支援施設で働いている。支援が必要な方の施設であるが、精神疾患の家庭で、支援を拒否するケースがある。朝食の準備が出来ず、子どもが朝食を取らずに学校へ行く。このような様々なケースに対応しているところ。

(内海委員)

森本委員と重複するが、県内 5箇所あるハローワークに相談に来られるひとり親の就職支援について、見てもらえる人がいない等、子どもを養育する必要から、フルタイムの勤務を希望しづらい状況がある。保育所の待機児童の関係でも、就労されている方の入所が優先で、子どもを預けて思うように就業活動しづらい現状が有る。ハローワーク窓口ではお子さんをつれて来て相談いただけける所も3箇所設置しているところ。かなり改善はされていると思うが、就職活動中の保育所入所要件の緩和等、現状と課題をお話しした。

(神原委員)

この 3連休（7月 18 日（土）、19 日（日）、20 日（祝日、海の日））、学校、保育所が休みで、子どもはどう過ごしていただろう。ひとり親で休めている人はいないと思う。学習支援、学校プラットフォームだけでは済まないだろう。学習支援に先立って、安心して住むこと、食べることが出来て、こざっぱりとした格好が出来て、その上で仲間がいて、勉強ができる、生活へのトータルな支援が必要。地域のプラットフォーム、休日・夜間の地域の拠点が必要。

あいりん地区のフィールドワークで、山王こどもセンターという児童館に行った。朝 7 時から、場合によって夜 9 時、10 時まで、子どもの居場所になっている。食事、宿泊も出来、そこから学校、保育園に行くこともできる。家庭に戻された時に、親が見られない子供達を、誰がどこでどう見るのか、支援から漏れていく子がいると思えてならない。そこは、お金がなく、カンパ、ボランティアで運営している。支援者を「支援」する制度を作らないと、支援者がつぶれ、NPO が立ちゆかなくなる恐れがある。

貧困であることは、恥ずかしいこと、言えないこと、親の責任、と思わされていて、社会の差別、偏見の眼差しが、貧困家庭、生活が困難な家庭を孤立させている。「困ったら言ってね」といっても「困っていない」としか言えない。社会の冷ややかな眼差しが影響している。

貧困、いじめ、不登校は、根でつながっている。虐待対策をしていると、貧困につながる、不登校の対策をしていると貧困の背景がある、いじめのお子さんに障害がある、ひとり親である等。子のトータルな人権支援が必要。そういう子どもに対する手厚い支援が必要。人生に寄り添いながら、励まし、見守ってくれるサポーター、安心して甘えることが出来る、話せる、親子以外の存在、支援者が必要。

高校生で、アルバイトをしないと自由なお金がない子どもがいる。児童手当は 15 歳で切れる。子どもがお小遣い程度で自由に使えるお金は、子どもに直接に支援が欲しい。

引き続き次の会議では、今回の意見に対して、更にアイディアを出していただいたり、出来ること、難しいことの整理等、意見をいただければと思う。